

(案)

伊豆諸島国有林の地域別の森林計画書

(伊豆諸島森林計画区)

計画期間 自 平成24年 4月 1日
至 平成34年 3月 31日

関東森林管理局

この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 に基づき、法第 4 条第 1 項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 10 年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0 は、単位未満のものである。
- ③ ーは、該当がないものである。

目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況 1
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 4
- 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方 5

II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 7
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 8
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 8
 - (1) 森林の整備及び保全の目標 8
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 9
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 11
 - 2 その他必要な事項 11
- 第3 森林の整備に関する事項 12
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項 12
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 12
 - (2) 立木の標準伐期齢 14
 - (3) その他必要な事項 14
 - 2 造林に関する事項 15
 - (1) 人工造林に関する基本的事項 15
 - (2) 天然更新に関する基本的事項 15
 - (3) その他必要な事項 16

3	間伐及び保育に関する基本的事項	16
	(1) 間伐の標準的な方法	16
	(2) 保育の標準的な方法	16
	(3) その他必要な事項	16
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
	(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	17
	(2) その他必要な事項	19
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	19
	(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び拡張に関する基本的な考え方	19
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の 水準及び作業システムの基本的考え方	19
	(3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する 森林の所在及びその搬出方法	19
	(4) その他必要な事項	19
6	森林施業の合理化に関する事項	19
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	19
	(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の 促進に関する方針	19
	(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	19
	(4) その他必要な事項	19
第4	森林の保全に関する事項	20
1	森林の土地の保全に関する事項	20
	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	20
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の区域	20
	(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	21
	(4) その他必要な事項	21

2	保安施設に関する事項	21
(1)	保安林の整備に関する事項	21
(2)	保安施設地区に関する事項	21
(3)	治山事業に関する事項	21
(4)	その他必要な事項	21
3	森林の保護等に関する事項	22
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	22
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針	22
(3)	林野火災の予防の方針	22
(4)	その他必要な事項	22
第5	計画量等	23
1	伐採立木材積	23
2	間伐面積	23
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	23
4	林道の開設又は拡張に関する計画	23
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	23
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	23
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	24
(3)	実施すべき治山事業の数量	24
第6	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	25
2	その他必要な事項	27
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	28
別表2	保安林の指定施業要件	31
別表3	保安林の種類別の伐採の方法	33
別表4	自然公園区域内における森林の施業	34
別表5	原生自然環境保全地域等における森林の施業	35

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

伊豆諸島森林計画区（以下、当計画区という。）は、東京都の島嶼（島嶼とは、離島地域のことをいう。）である伊豆諸島、小笠原諸島の2町7村を包括している。

伊豆諸島は、東京の南方120～350kmまでの太平洋上に孤立して点在する有人の9島及びその他の小島からなり、2町6村で構成される。

また、小笠原諸島は、東京都から約1,000km南に離れた伊豆諸島とマリアナ諸島の間に南北400km以上にわたって散在する30余りの島々からなるが、有人島は、父島、母島だけである。

当計画区の総面積は、41千haで、東京都面積の19%を占めている。森林面積は26千haで、うち国有林は6,522haであり、森林面積の25%に当たる。

(2) 自然的背景

ア 地勢

当計画区は、三宅島、八丈島、青ヶ島、神津島をはじめとする島々からなる伊豆諸島と、聳島列島、父島列島、母島列島、硫黄列島からなる小笠原諸島に大別される。

伊豆諸島は、富士火山帯に属する火山島であり、地形は急峻であるため平坦部が少なく、海岸は海蝕により切り立った断崖となっている。なお、三宅島など一部の島では、現在も火山活動が続いている。

小笠原諸島は、古第三紀に形成された海底火山が、新生代第四紀以降段階的な隆起と海蝕を受けて形成され、その後、更に海蝕や沈下による浸食等が進み、急峻な断崖地が見られる地形となった。

また、小笠原諸島は、どの大陸とも陸続きになったことのない海洋島のため、独自の進化を遂げた小笠原固有の生物種が多く、世界的に希少かつ固有の生態系を有しており、2011年6月には、その特異な生態系が評価され世界遺産リストに登録された。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

伊豆諸島及び硫黄列島は、第四紀の富士火山帯の火山活動によってできた島で、玄武岩質溶岩及び流紋岩で構成されている。

小笠原諸島の父島列島、母島列島、聳島列島は古第三紀の海底火山が隆起して出来た島であり、主に安山岩、凝灰岩で構成され、一部には石灰岩も見られる。

父島列島の地質は、無人岩（ボニナイト）と呼ばれる特異な安山岩類をはじ

め、火山活動終了後に形成された珊瑚礁由来の石灰岩層などがある。

母島列島の地質は、主に安山岩、玄武岩等の火山岩類や火山活動後に堆積してできた石灰岩等に区分される。

聳島列島は、無人岩や輝石安山岩質の枕状溶岩や角礫岩及び火山角礫岩から構成されている。

(イ) 土壌

伊豆諸島は、火山活動が活発な地域であることから、岩屑土^{がんせつど}が主体であるが、三宅島、八丈島の一部では黒色土が分布している。

小笠原諸島は、亜熱帯気候特有の赤色土が広く分布しており、土壌が薄く水分の保持が困難な場所では、乾性低木林となり、土壌が厚く水分が多い場所では、湿性高木林が発達している。

ウ 気候

伊豆諸島の年平均気温は17℃前後と温暖であり、年間降水量は2,900～3,500mmと多く温暖多雨の海洋性気候である。

小笠原諸島は、琉球諸島とほぼ同緯度で亜熱帯気候に属している。年平均気温は23℃前後と年間を通じて温暖で日較差が少なく、年間降水量は約1,280mmとかなり少なくなっている。

エ 森林の概況

(ア) 人工林

国有林の人工林面積は、主に伊豆諸島の海岸付近に約10ha造成されている。この人工林は、潮害防備保安林に指定されていることから、保安林の適正な管理により、快適環境形成機能の維持・向上が求められている。

(イ) 天然林

天然林面積は、6,512haを占めており、伊豆諸島にクロマツ、小笠原諸島に外来針葉樹が一部みられるものの、森林面積のほとんどが広葉樹主体の天然林と海岸地域の懸崖部に位置する岩石地で構成されている。

また、伊豆諸島の三宅島においては、2000年の雄山の噴火により甚大な被害を受けており、早急に、その復旧、森林造成が求められている。

小笠原諸島においては、アカギ、モクマオウ等の外来種を駆除することを基本とし、小笠原諸島固有の生態系を維持・保全することが求められている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は約28千人で、産業別就業者割合は、第1次産業が12%、第2次産業が19%、第3次産業が69%となっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積41千haのうち森林は約63%を占めており、災害の防止、生活環境や生物の多様性の保全等において、極めて重要な位置を占めていることが伺える。また、農用地は約15%、その他は22%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通網は、本土又は各島の間を結ぶ海路によるものが主流であるが、伊豆諸島の大島等の5つの島では空港が整備されており、本土への航空路及び各島間をヘリコプターで結ぶヘリコミューター路線が運航されている。

また、伊豆諸島、小笠原諸島ともに島内の主な交通手段は自動車で、伊豆諸島の有人の9島に16路線、小笠原諸島の父島、母島に1路線ずつ整備されている都道が主要な幹線道路となり、町村道と連結している。

エ 地域産業の概況

第1次産業は、伊豆諸島においては、アシタバ等の野菜、レザーファンなどの花き類の栽培及びキンメダイ等の一本釣り漁業やトビウオ等の刺し縄漁業が盛んである。

また、小笠原諸島においては、トマト等の野菜、パッションフルーツ等の熱帯果樹の栽培及びメカジキ等のはえ縄漁業が盛んである。

第2次産業は、全体的に建設業が主体となっており、農産物や水産物加工業や土産品製造等も行われている。

第3次産業は、伊豆諸島又は小笠原諸島の豊かな自然環境を活かした観光産業が発達していることから、観光関連のサービス業が主体となっている。

オ 林業・林産業の概要

当計画区は、古くには森林の多くを占める広葉樹から薪炭材の生産が行われていたが、燃料消費構造の変化による需要の減少により林業・林産業が衰退したことから、現在では木材生産を目的とした伐採はほとんど行われていない。

また、伊豆諸島では、大島及び利島のツバキ油、御蔵島のツゲ材など、小規模ながら特用林産物の生産が行われている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

第3次計画（平成19年度～平成23年度）における前半5ヵ年の計画量に対する実行結果は次のとおりとなっている。（平成23年度は、実行予定を計上した。）

(1) 伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、小笠原諸島の地域固有の生態系の保全・修復を図るため、アカギ、モクマオウ等の外来種駆除を計画したが、効果的に固有種の修復を進めるため、侵入度合いが少ない地域を優先して実行したこと等から、計画より低位に止った。

単位 材積：m³

	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	4,714	—	3,709	—

(2) 造林面積

人工造林は、三宅島雄山の噴火による被害跡地の復旧（植栽工）を計画し、予定通り実行した。

天然更新は、小笠原諸島の外来種駆除に伴う天然下種更新を計画したところであり、外来種の侵入度合いの少ない地域を優先し、面積的には積極的に行ったため、計画を上回る結果となった。

単位 面積：ha

	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	2	133	2	183

(3) 林道等の開設又は拡張

該当なし

(4) 保安林の整備及び治山事業

三宅島雄山の噴火により被害を受けた海岸防災林等の復旧をするため、植栽工及び防風柵工等を計画し、予定通りに実行した。

単位：地区

	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	2	—	2	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応じて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に応じていくためには、次に示す基本的な考え方に沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮

当計画区の各列島は、火山起源の島々であり、全般的に保水力が低く崩れやすい地質である。このため、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備及び干害の防備を目的とした保安林を指定している。

このことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の向上を図る観点から、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害防止対策等、森林の保全を図る。

(2) 生活環境の保全

当計画区の国有林は、常に海風にさらされる環境にあり、特に海岸林は、防風、潮害防備の役割を果たしており、地域住民の生活環境を守る森林となっている。

このため、防風や潮害防備のための森林整備を推進することとし、特に、火山ガスにより被害を受けた三宅島の海岸林の早期復旧に努めるとともに、山地災害防止対策等を適切に実施し、地域住民の生活環境の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

当計画区の国有林は、伊豆諸島の約6割が富士箱根伊豆国立公園に、小笠原諸島の約9割が小笠原国立公園に指定されているとともに、平成19年度に小笠原諸島森林生態系保護地域に設定しており、良好な自然環境を維持しているとともに、多くの野生動植物の生息・生育地となっていることから、森林生態系の維持・保全を基本とした適切な管理を行う。

特に、小笠原諸島は、その特異な生態系の評価を受け、平成23年に世界遺産リストに登録されたところであるが、外来種の増加による固有生態系の衰退が深刻な状況となっていることから、今後も引き続き外来種の駆除等を行い、小笠原諸島固有の生態系を後世に残すことを目的とした保全・管理を行う。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

当計画区の国有林は、海岸線の溶岩が形成する断崖絶壁や波の浸食により形成された奇岩等と一体となって、海洋景観を提供している。

また、地域住民や関係者との合意形成を図りながら、協働・連携して森林の特色を活かした効果的な整備・保全活動を行うモデルプロジェクトの森も設定されており、森林とのふれあいを提供する場となっている。

今後も景観の維持に配慮しつつ、ボランティア活動の場、森林環境教育の場等として森林の総合利用を進める。

(5) 林産物の有効活用

当計画区の優れた自然環境を保全・管理するための移入種対策として、アカギ・モクマオウ等の駆除を進めるとともに、発生した木材の有効活用について検討することとする。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		6,521.90	
市面 町積 村内 別 訳	神津島村	12.79	東京神奈川森林管理署
	三宅村	152.25	東京神奈川森林管理署
	八丈町	25.28	東京神奈川森林管理署
	青ヶ島村	147.87	東京神奈川森林管理署
	小笠原村	6,183.71	小笠原総合事務所国有林課

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の
国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京
事務所及び記載の森林管理署等（ただし、当該森林管理署等の管轄する区
域部分）とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行なう観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう森林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ海岸や里山等の森林であって、騒音、粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、潮害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持・増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を形成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、

水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮を求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定める。

単位 面積 : ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	2.44	19.44
	育成複層林	—	341.00
	天然生林	3,674.68	3,333.68
森林蓄積 m^3/ha		64	73

(注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為_{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐_{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層_{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注2) 現況については、平成23年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林、水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下（天然更新を行う場合はおおむね10ha以下）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の

事項に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐

- a 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあっては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- b 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- c 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- d 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- e 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

(イ) 漸伐

- a 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあっては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあっては、おおむね10ha以下とする。
- b 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- c 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林にあっては、公益的機能を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- d 伐採にあたっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- e 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- f 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

(ウ) 複層伐

- a 適切な伐採区域の形状、伐採箇所分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- b 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- c 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- (ア) 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- (イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種	
全 域	マツ類	その他 広葉樹
	35	25

(3) その他必要な事項

ア 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は次のもの以下とする。

単位：年

地 区	樹 種	
全 域	マツ類	その他 広葉樹
	20	15

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

イ その他

保安林及び保安施設地区の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

該当なし。

ただし、治山事業による海岸林造成等については、治山技術基準に基づき実施することとする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

小笠原諸島における天然更新については、外来種の駆除を目的としていることから、小笠原在来の樹種を対象とする。

イ 天然更新補の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、小笠原諸島の森林生態系の保存等を図る目的で設置されている「小笠原諸島生態系保護地域保全管理委員会」の意見を聴き、固有の生態系が維持される範囲内において実施することとする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類* ¹	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類* ²	搬出完了後5年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達してしない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。ただし、この場合においても、「小笠原諸島生態系保護地域保全管理委員会」の意見を聴き、適切な方法で行うこととする。

*1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法

*2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法

(3) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐の標準的な方法

該当なし

(2) 保育の標準的な方法

該当なし

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
公益的機能別施業森林の区域については、別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域に関する指針

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、該当区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- ② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

- (ア) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能、土壌保全機能の高度発揮が求められている森林については、森林位置及び構成、該当区域に係る地域の要請を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする

- (ウ) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健機能の高度発揮を求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

具体的には、育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、森林の面的広がりやモザイク的な配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくりの活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選

定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び拡張に関する基本的な考え方

該当なし

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

該当なし

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

特になし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区においては、木材生産を目的とした林業従事者は少なく、副産物の採取や移入種対策等を行っている状況にある。

(2) 作業システムの高度化の促進に資する林業機械の導入の促進に関する方針

特になし

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備

特になし

(4) その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
神津島村	300	12.79	山地災害の防止	
	計	12.79		
三宅村	301、302	152.25	山地災害の防止	
	計	152.25		
八丈町	304	25.28	土砂流出の防備 及び山地災害の 防止	土流 6.49
	計	25.28		
青ヶ島村	303	147.87	山地災害の防止	
	計	147.87		
小笠原村	(13)	72.95	土砂崩壊の防備 及び干害の防備	土崩 13.26 干害 59.69
	(18、19、21、26、29)	334.16	干害の防備	干害 334.16
	(27、28)	129.49	土砂流出の防備	土流 129.49
	計	536.60		
合 計		874.79		

(注) 1 市町村欄の[]書は官行造林地である。

2 地区欄の数字は林班で、()書は区域が林班の一部であることを示す。

3 面積は、小班単位で集計。

4 本項に該当する森林の区域は、次の森林である。

①土砂流出防備保安林

③干害防備保安林

②土砂崩壊防備保安林

④山地災害危険地区

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐をさけるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を伴う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど、土地の保全に留意すること。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進する。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、火山ガスによる被害跡地の復旧等の保安林の整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

平成22年に三宅島において、カシノナガキクイムシによる被害が確認されたことから、東京都と連携を図り、適確な防除対策を推進する。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

該当なし

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、各事業との連携を図りつつ、効果的な整備を推進する。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策の推進に努める。

廃棄物の不法投棄及び前記(1)、(3)の被害のおそれのある地域においては、自然保護管理員当の制度を活用するなど、地域住民及び関係機関との連携を図り、より効果的かつ適切な実施に努める。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	8	2	6	8	2	6	—	—	—
前半5ヵ年の計画量	3	1	2	3	1	2	—	—	—

2 間伐面積

該当なし

3 人工造林及び天然更新別造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	17	280
前半5ヵ年の計画量	17	122

4 林道等の開設又は拡張に関する計画

該当なし

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5ヵ年の計画	
総 数 (実 面 積)	1,692	1,692	
水源涵養のための保安林	—	—	
災害防備のための保安林	613	613	
保健・風致の保存等のための保安林	1,671	1,671	

(注) 総数欄は、保安林の種類毎の重複関係を除く面積を計上した。

イ 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
保 健 保 安 林	1,471	—	—	—	—
合 計	1,471	—	—	—	—

注1 面積は、種類毎かつ指定施業要件の整備区分毎に計画期間中の合計を記載する。

注2 伐採の方法の変更面積は、外来種を効率的に駆除するにあたり、伐採の方法に皆伐の特例を設ける面積である。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ 年の計画		
三宅村	301、302	2	2	植 栽 工 下 刈 除 伐 防風柵工	
合計		2	2		

第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
土砂流出	総 数		135.98	別表 2、3 のとおり	
	八 丈 町	3 0 4	6.49		国立特 3 6.49
	小笠原村	2 7、2 8	129.49		保 健 林 127.70 国立特保 11.49 国立特 1 71.23 国立特 2 46.77
土砂崩壊	総 数		13.26	別表 2、3 のとおり	
	小笠原村	1 3	13.26		国立特 2 8.72
潮害防備	総 数		70.28	別表 2、3 のとおり	
	三 宅 村	3 0 1	70.28		保 健 林 78.28 国立特 1 20.54 国立特 2 39.07 国立特 3 0.60
干害防備	総 数		393.85	別表 2、3 のとおり	
	小笠原村	1 3、1 8～1 9、 2 1、2 6、2 9	393.85		保 健 林 393.85 国立特保 73.91 国立特 1 132.84 国立特 2 42.06 国立特 3 90.60 砂防指定 0.57
保 健 林	総 数		1,670.55	別表 2、3 のとおり	
	三 宅 村	3 0 1、3 0 2	70.28		潮害防備 70.28 国立特 1 20.54 国立特 2 39.07 国立特 3 0.60
	小笠原村	1 3～1 9、 2 1～2 9	1,600.27		土砂流出 127.70 干害防備 393.85 国立特保 750.54 国立特 1 484.80 国立特 2 165.32 国立特 3 108.14 砂防指定 0.57

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
国立特保	総 数		3,956.92	別表4の とおり	
	三宅村	302	5.65		
	小笠原村	1~17、19、 21~36、39	3,951.27		土砂流出 11.49 干害防備 73.91 保健林 750.54 鳥保特 867.58 史名天 28.23
国立特1	総 数		833.14	別表4の とおり	
	神津島村	300	11.17		
	三宅村	301、302	84.63	別表4の とおり	潮害防備 20.54 保健林 20.54
	八丈町	304	8.40		土砂流出 6.49
	小笠原村	13~16、18、 19、21~22、 24、26~30	728.94		土砂流出 71.23 干害防備 132.84 保健林 484.80
国立特2	総 数		285.51	別表4の とおり	
	三宅村	301、302	46.25		潮害防備 39.07
	小笠原村	13、16、 19~23、 27~29	239.26		土砂流出 46.77 土砂崩壊 8.72 干害防備 42.06 保健林 165.32 砂防指定 0.15
国立特3	総 数		153.72	別表4の とおり	
	三宅村	301、302	3.24		潮害防備 0.60 保健林 0.60
	八丈町	304	16.88		土砂流出 6.49 保健林 0.60
	小笠原村	13、14、18、 19、24	133.60		干害防備 90.60 保健林 108.14
原生環境	総 数		367.00	別表5の とおり	
	小笠原村	38	367.00		史名天 367.00
砂防指定	総 数		0.57	別表5の とおり	
	小笠原村	13、29	0.57		干害防備 0.57 保健林 0.57 国立特2 0.15

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
鳥獣特保	総 数		867.58	別表5の とおり	国立特保 867.58 史名天 28.23
	小笠原村	1～3、22、 30～34	867.58		
史名天	総 数		395.23	別表5の とおり	国立特保 28.23 原生環境 367.00 鳥獣特保 28.23
	小笠原村	22、38	395.23		

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
土砂流出	水 源 涵 養 保 安 林	国立特2	国立公園第2種特別地域
土砂崩壊	土 砂 崩 防 備 保 安 林	国立特3	国立公園第3種特別地域
潮害防備	潮 害 防 備 保 安 林	原生環境	原生自然環境保全地域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	砂防指定	砂 防 指 定 地
保健林	保 健 保 安 林	鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区
国立特保	国立公園特別保護地区	史名天	史跡名勝天然記念物
国立特1	国立公園第1種特別地域		

- 2 その他必要な事項
特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		5,892.70	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
神津島村	計	12.79	
	300 全		
三宅村	計	152.25	
	301 全、302全		
青ヶ島村	計	147.87	
	303 全		
小笠原村	計	5579.79	
	1 全、2 全、3 全、4 全、		
	5 全、6 全、7 全、8 全、		
	9 全、10 全、11 全、12 全、		
	13 全、14 全、15 全、16 全、		
	17 全、18 全、19 全、20 全、		
	21 全、22 全、23 全、24 全、		
	25 全、26 全、27 全、28 全、		
	29 全、30 全、31 全、32 全、		
	33 全、34 全、35 全、36 全、		
	38 全、39 全		

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		553.01	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
神津島村	計	12.79	
	300 全		
三宅村	計	152.25	
	301 全、302全		
青ヶ島村	計	147.87	
	303 全		
小笠原村	計	240.10	
	13 い～は2、ぬ、る、そ、ホ		
	18 に1、に2		
	19 ち		
	27 ろ1～は、へ、り1～る3、ロ		
	28 い1～ち、か～れ2		
29 ほ1～ほ4、ち1～り、つ、ら、			

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
該当なし

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		5,892.70	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
神津島村	計		
	300 全	12.79	
三宅村	計		
	301 全、302 全	152.25	
青ヶ島村	計		
	303 全	147.87	
小笠原村	計		
	1 全、 2 全、 3 全、 4 全、	5,579.79	
	5 全、 6 全、 7 全、 8 全、		
	9 全、 10 全、 11 全、 12 全、		
	13 全、 14 全、 15 全、 16 全、		
	17 全、 18 全、 19 全、 20 全、		
	21 全、 22 全、 23 全、 24 全、		
	25 全、 26 全、 27 全、 28 全、		
	29 全、 30 全、 31 全、 32 全、		
	33 全、 34 全、 35 全、 36 全、		
	38 全、 39 全		

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源の涵養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下つたとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
土砂流出防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂崩壊防備保安林	1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 2 その他の森林にあつては択伐
潮 害 防 備 保 安 林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
干 害 防 備 保 安 林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
保 健 保 安 林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては択伐

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	<p>原則として禁伐とする。 森林の施業に関するについて、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。</p>
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行なうことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢（（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。））に見合う林齢以上とする。 4 択伐率は用材材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保存木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表5 原生自然環境保全地域等における森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
原生自然環境 保 全 地 域	禁伐とする。
砂 防 指 定 地	特に定めない。 ただし、伐採等を行なう場合は、東京都砂防指定地管理条例第4条に基づ く許可を要する。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護地区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林 野計第1043号）に基づいて施業を行う。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。